

八戸市男女共同参画基本計画 2012年版 (2次案)

八 戸 市

はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい
わたしもわたしらしくていい
お互いを思いやり
お互いを認め合い
お互いを高め合い
男だから女だからにとらわれず
自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを
ともに築くため
八戸市は
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成13年10月31日

八戸市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の背景	2
2 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 進行管理	4
第2章 計画の方向性	5
1 基本目標	6
(1) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる 安全・安心な社会の実現	6
(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を 可能とする社会の実現	6
(3) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現	6
2 施策の体系	7
第3章 計画の内容	9
1 施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり	10
現状と課題	10
Ⅰ－(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革	11
① 広報・啓発活動の推進	11
② 男女共同参画の推進に関する実態調査・公表	12
Ⅰ－(2) 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援	13
① 子どもに対する教育の充実	13
② 生涯学習の推進	13
2 施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	14
現状と課題	14
Ⅱ－(1) 様々な場での男女共同参画の促進	15
① 方針の立案・決定過程の場における参画の多様化の促進	15
② 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	16
③ 女性のキャリアアップの促進	16
Ⅱ－(2) 子育て・介護世代への支援	18
① 子育て支援・放課後児童対策等の充実	18
② 介護サービス・介護予防等の充実	19

3 施策の基本方向Ⅲ 安全・安心な社会づくり	20
現状と課題	20
Ⅲ－(1) 安全な暮らしの環境整備	21
① 男女間の暴力の防止と被害者支援	21
② 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進	22
Ⅲ－(2) 生涯を通じた健康づくりの推進	23
① 妊娠・出産等に関する健康支援	23
② 生涯を通じた男女の健康の保持増進	23

第4章 資料編（略）

第 1 章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景～これまでの動き～

国では、これまで、世界的な動きに連動し、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の整備などの取り組みを進め、平成11年には「男女共同参画社会基本法」を施行するなど、男女共同参画推進のための基盤整備を進めてきました。平成12年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は、平成17年に、男女が共に輝く社会を目指す「第2次男女共同参画基本計画」として改定され、男女の雇用機会均等の推進や男女差別の禁止、女性の参画の拡大が図られてきました。

さらに、平成22年12月、基本法施行後10年間のこれまでの取り組みへの反省を踏まえ、第3次の基本計画が策定されました。

この計画では、固定的な性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革をめざし、「仕事と生活の調和の推進（ワーク・ライフ・バランス）」、「こども・子育て支援施策」、「人権施策」など政府一体となった関連施策との連携を図ることや、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検し、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視することなどが、基本的な考え方として掲げられています。

さらに、改めて強調している点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」や「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」の5点が掲げられています。

県においても、このような国の動きに連動し、「あおもり男女共同参画プラン21」の策定、青森県の男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センターの開設などにより、男女共同参画推進の取り組みが進められてきました。

平成13年度には、「青森県男女共同参画推進条例」が制定され、平成18年度には、第2次の基本計画「新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。平成23年度には、「青森県基本計画未来への挑戦」及び国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性を図るとともに、めざすべき青森県の男女共同参画社会像として、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」が大目標として設定された「第3次あおもり男女共同参画プラン21」が策定されています。

また、市では、これまで、国・県の動向を踏まえながら、すべての人が性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づき、自分らしく生きることのできる社会を目指して、男女共同参画の推進を図ってきました。

平成6年度には、男女共同参画社会の実現のための指針とする行動計画を策定するため、市民と行政からなる「八戸市女性行動計画策定会議」を組織し、平成8年度に、「男女共同参画社会をめざすはちのへプランー八戸市男女共同参画基本計画ー」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しました。

平成13年度には、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、「八戸市男女共同参画基本条例（八戸市条例第37号）」を制定し、市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会を目指すことを内外に示しました。

さらに、平成18年度には、国・県の第2次基本計画を踏まえ、「はちのへプラン」を改定し、意識啓発事業や人材育成事業、子育て支援施策の充実など、全庁をあげて男女共同参画社会の実現に向けた施策に積極的に取り組んできたところです。

2 策定の趣旨

平成23年度で「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006—八戸市男女共同参画基本計画—」の計画期間が終了することを受けて、本計画を策定するものです。

計画策定にあたっては、「はちのへプラン（計画期間平成18年度～23年度）」の進捗状況調査、市民・事業所の意識調査を行うとともに、当市を取りまく経済社会情勢の把握に努めました。

まず、「はちのへプラン」の進捗状況調査では、主な目標値をみると、女性の活躍状況の指標である審議会等における女性比率では、平成18年度の25.2%から平成22年度には24.1%に、市内の事業所の係長級以上の女性比率は17.0%から15.3%に低下しており、いずれも目標値の30%に達していません。男女共参画の推進が不十分な状況にあります。

一方、ワーク・ライフ・バランスの指標の1つである育児休業の取得率は、男性は目標値の10%に達しないものの、平成18年度の0.7%から2.6%と増加傾向にあり、女性は84.2%と、目標値である

80%を超えています。さらに、企業の取組状況として、女性に対する何らかの積極的格差改善措置、ポジティブ・アクションの取り組みを実施している事業所は、平成18年度の44.9%から47.0%、次世代育成支援行動計画を策定している事業所の割合は、5.2%から6.6%と増加しており、徐々に男女共同参画に関する取り組みが進んでいる状況がみられます。

また、市民・事業所意識調査では、家庭生活や職場、学校教育の場など多くの場面で、前回調査に比較して平等感が増していることや、積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組む事業所の割合が、わずかではあるものの増加していることなど、男女共同参画意識が徐々にではありますが、市民の中に浸透してきている状況が明らかになっています。

しかし、その一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、企業の管理職など指導的立場の女性の割合が男性に比較して低いこと、男性の育児・介護休業の取得率が低いことや、生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理想と現実が異なることなど、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されていることがわかりました。

当市を取りまく経済社会情勢をみると、条例制定から10年が経過する中で、少子高齢化が急速に進展するとともに人口減少時代を迎え、個々の生活様式が多様化し、家族に対する考え方や地域との関わり方も大きく変化しています。

加えて、長引く景気低迷や雇用の不安定化、経済社会のグローバル化など、経済情勢が大きく変化を続ける中、共働き世帯が過半数を超えており、雇用者総数に占める女性の割合も4割を超えるなど、働く女性を取り巻く状況も大きく変化しています。同時に、男性の側においては、長時間労働や中高年の自殺率の高さなどといった問題が生じています。

本計画では、以上のような、「はちのへプラン」の進捗状況調査及び市民・事業所の意識調査の結果、当市を取りまく経済社会情勢の変化等を踏まえ、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、市として取り組むべき施策の方向性と実効性のある事業を定めるものです。

第1章 基本的な考え方

3 計画の位置づけ

「八戸市男女共同参画基本条例」第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。

また、男女共同参画社会の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「第3次あおり男女共同参画プラン21」の趣旨を踏まえるとともに、「第5次八戸市総合計画」との整合性を図ります。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 進行管理

計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに、その結果を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している事業について、前年度までの進捗状況の調査を実施します。
- (2) 「八戸市男女共同参画審議会」に、その進捗状況を報告し、意見を求めます。
- (3) 計画に登載している事業について、事業の評価や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

第2章 計画の方向性

第2章 計画の方向性

1 基本目標

男女共同参画社会の実現は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍でき、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会をつくることです。今回の計画では、①男女の人権が尊重され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現、②固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現、③男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現の3点を基本目標とします。

(1) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現

近年、男女間の暴力行為や児童虐待、高齢者への虐待など、個人の尊厳を傷つける行為が増加しており、重大な人権侵害として大きな問題になっています。

また、東日本大震災のような大規模な災害が発生した際にも、子供や高齢者などの災害弱者や女性への配慮など、きめ細やかな視点での取り組みが必要であり、災害時にこそ、男性も女性も共に力を合わせて対応することが求められています。

さらに、男女がすこやかに生き生きと暮らすためには、女性と男性が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができ環境を整えることが必要です。

暴力や虐待などがなく、災害時にも男女が協力しあい、健康に暮らせるよう、男女の人権が尊重され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現を目指します。

(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現

「女性はこうあるべき」あるいは「男性はこうでなければならない」といった意識が、多様な選択を妨げている場合があります。女性の場合は、職業の選択の幅を狭めるなど、社会での活躍や仕事と家庭の両立を困難にし、男性の場合は、働き手として家族の扶養の責任から、長時間労働に陥り、家庭生活への参画が難しくなったり、場合によっては心身の健康を損ねるなど、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取りにくいケースが生じており、性別による固定的な役割分担意識の払しょくが求められています。

性別にかかわらず、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現を目指します。

(3) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現

ライフ・スタイルの変化に伴うニーズの多様化やグローバル化が進展する中で、男女の別なく多様な価値観や発想・経験を持った人材が、その個性と能力を発揮することが求められています。

生活に密接にかかわる地域や市政の場に、男女の別なく参画し、意見やアイデアを出し合うこ

とが、地域力を向上させると同時に個人の生きがいとなり、社会生活の満足感を高めることにつながります。

また、職場においては、女性をはじめとする多様な人材を活用することで、新しい価値の創造や新たな発想を生み出し、労働意欲や生産性の向上、それによる競争力の強化につながります。

男女一人ひとりが地域、職場、家庭などで活躍し、生き生きと暮らせるよう男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現を目指します。

2 施策の体系

当市における男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と実施施策を次のとおりとします。

施策の基本方向		実施施策
I 男女共同参画に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革	①広報・啓発活動の推進 ②男女共同参画の推進に関する実態調査・公表
	(2) 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援	①子どもに対する教育の充実 ②生涯学習の推進
II 男女がともに活躍できる環境づくり	(1) 様々な場での男女共同参画の促進	①方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進 ②職場における男女の均等な機会と待遇の確保 ③女性のキャリアアップの促進
	(2) 子育て・介護世代への支援	①子育て支援・放課後児童対策等の充実 ②介護サービス・介護予防等の充実
III 安全・安心な社会づくり	(1) 安全な暮らしの環境整備	①男女間の暴力の防止と被害者支援 ②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進
	(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	①妊娠・出産等に関する健康支援 ②生涯を通じた男女の健康の保持増進

第2章 計画の方向性

第3章 計画の内容

施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画は社会全体の問題であり、市民一人ひとりが市条例の理念を十分に理解し、あらゆる分野において男女の別なく、自らの意思で参画する機会が確保される社会の実現につながる意識づくりが必要です。

しかし、実際には長い年月をかけて形づくられた性別による固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今なお根深くあり、市民意識調査でも「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人が43.3%、「社会通念・慣行・しきたり」の場では「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が71.3%と高い傾向にありました。

固定的な性別役割分担意識を払しょくするためには、女性も男性も社会の対等なパートナーとして認め合い、主体性を持った生活ができるよう、男女共同参画についての理解を広めていくことが必要です。

また、男女がともに個性と能力を発揮するためには、子どものころから男女共同参画に関する意識を涵養することが必要であり、学校等における教育・学習が重要となっています。

●注指標（平成28年度まで）

1) 男女共同参画に関する調査で「社会通念・慣習・しきたり」に関して男性と女性が「平等」と回答した人の割合

H14	H22	H28
10.5%	15.0%	18.4%

資料：市民連携推進課

2) 教職員の啓発講座への参加率

H18	H22	H28
30.1%	40.5%	65.0%

資料：市民連携推進課

I-(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革

性別による固定的な役割分担意識を払しょくし、一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、その重要性に気づくことが重要であることから、男女共同参画の正しい理解のための広報・啓発活動に取り組みます。

また、男女共同参画に係る市の事業の見直しや新たな事業の展開を図るため、男女共同参画の推進に関する実態調査・公表に取り組みます。

① 広報・啓発活動の推進

【施策の概要】

- 男女共同参画の正しい理解のための広報・啓発活動を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の実現に向け、意識啓発を図ります。
- 事業所等の男女共同参画に関する理解を促進するため、男女共同参画推進事例の周知を図ります。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
1	講演会等の啓発事業	男女共同参画に関する講演等を通して、男女共同参画について考える機会を市民に提供する。	市民連携推進課
2	広報紙、市ホームページ等を活用した広報・啓発活動	市広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報の広報・啓発を行う。	市民連携推進課
3	情報誌の発行	男女共同参画に関する情報誌「WITH YOU」を発行する。	市民連携推進課
4	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の両立について、情報誌や事業者向けの広報誌、周知啓発用パンフレット等に掲載する。	市民連携推進課
5	人権週間の周知	人権週間（12月4日～12月10日）にその意義等を紹介し、人権意識を啓発する。	広報統計課
6	男女共同参画推進事例の紹介	事業所等の男女共同参画の推進事例を周知する。	市民連携推進課

第3章 計画の内容

②男女共同参画の推進に関する実態調査・公表

【施策の概要】

- 男女共同参画に係る市の施策・事業の推進状況を毎年度調査し、結果を公表します。
- 男女共同参画に係る市の施策・事業に反映するため、市民の意識・実態調査を実施します。
- 男女共同参画の推進に関する施策等への苦情に対し、苦情処理委員会を設置し、適切な処理に努めます。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
7	男女共同参画事業の推進状況の公表	毎年の男女共同参画推進事業の推進状況を調査し、公表する。	市民連携推進課
8	男女共同参画にかかわる状況の調査（アンケート）	市民や企業などを対象に、男女共同参画に関する調査を実施する。	市民連携推進課
9	苦情処理委員会の設置	男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情に対応する。	市民連携推進課

I-(2) 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

性別にとらわれず社会で活躍していくことができるよう、子どもたちからの人権尊重を基盤にした男女平等観を養う教育が重要であることから、学校、地域などと相互の連携を図り、子どもに対する教育の充実に取り組みます。

また、生涯を通じて社会の様々な場面に参画できるよう、多様な学習機会を提供し、生涯学習の推進に取り組みます。

①子どもに対する教育の充実

【施策の概要】

- 児童・生徒が男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう、学校教育に取り組みます。
- 男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等を実施します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
10	八戸市教育基本方針へ男女共同参画意識の涵養について掲載	八戸市教育基本方針に男女共同参画意識の涵養について掲載する。	教育指導課
11	計画訪問等による学校への周知	各学校への計画訪問等を通じて、男女平等観に立った教育指導と教育環境整備等について各学校へ周知する。	教育指導課
12	教職員に対する啓発講座	教職員等を対象にした意識啓発講座を開催する。	市民連携推進課
13	教育関係者への啓発パンフレットの作成	男女共同参画意識に基づいた学校教育等を推進するための啓発パンフレットを作成し配布する。	市民連携推進課

②生涯学習の推進

【施策の概要】

- 市民大学講座や公民館講座等により、生涯にわたる多様な学習の機会を提供します。
- 国や県が主催する男女共同参画に関する学習機会の情報を提供します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
14	市民大学講座	様々な分野の講師による講座を開催し、生涯学習の場を提供する。	社会教育課
15	鷗盟大学	高齢者の生きがいの増進を図るため、60歳以上の高齢者を対象とした鷗盟大学を設置し、運営する。	高齢福祉課
16	公民館講座	生涯学習活動の拠点として、生涯各時期に応じた各種講座を開催し、学習機会を提供する。	社会教育課
17	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚を目的とした学習機会の情報を提供する。	市民連携推進課

施策の基本方向 II 男女がともに活躍できる環境づくり

【現状と課題】

近年の多様化する市民ニーズやグローバル化、変化の早い経済・社会に柔軟に対応するためには、地域社会や家庭、職場など多様な場において、女性も男性も区別なく参画していくことが大切です。

そのためには、方針の立案・決定過程へ多様な市民の意見を反映させ、男女が均等に参画できる機会が与えられる仕組みが重要です。

市では、方針の立案・決定過程への男女共同参画を促進するため、審議会等の女性委員の構成割合を30%以上とすることを目標としてきましたが、平成22年度は24.1%と未だ達成されていない状況にあります。今後も、新たな人材の発掘・育成を進めるとともに、引き続き公募制の積極的活用などを通じて、多様な市民の意見を反映させる仕組みづくりに努めていく必要があります。

また、地域においても多様な人材を活用し、多様な意見を反映させることは、より良い地域社会形成のために必要であり、地域活動の担い手となる市民団体等の活動の促進を図る必要があります。

さらに、雇用の場においては、企業等における各種支援制度の整備は進んでいるものの、長時間労働の常態化や男性の育児・介護休業取得率の低さ、管理職など指導的立場に女性が少ないなど、男女間の格差は解消されていない状況にあり、個人の能力に基づいた性別にとらわれない人材の活用とともに、多様な働き方に応じた適正な処遇と労働条件の確保が必要です。

また、女性が地域社会や職場などでその能力を十分に発揮し、活躍できるよう、女性のキャリアアップの支援を図る必要があります。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識により、家事、育児等の役割が女性に偏り、結婚・出産・育児を機として仕事を中断する女性が多い状況にあります。

家庭生活と仕事を両立するためには、男女がともに家事、子育て、介護などの家庭的責任を担うことが必要であり、子育て・介護の支援、生活環境の整備などを図る必要があります。

●注目指標（平成28年度まで）

1) 審議会等の男女構成比率

H18	H22	H28
17.0%	15.3%	17.0%

資料：市民連携推進課

2) 市内事業所における管理職の男女の構成比率

	H18	H22	H28
男	74.8%	75.9%	—
女	25.2%	24.1%	30.0%

資料：行政改革推進課

3) 男性の育児休業の取得率

H18	H22	H28
0.7%	2.6%	5.45%

資料：市民連携推進課

Ⅱ－(1) 様々な場での男女共同参画の促進

住民に最も身近な市の政策の決定は、一人ひとりの住民の生活に影響を与えるものであることから、市の審議会や委員会等の委員選定において、男女の多様な意見の反映への配慮、委員にふさわしい人材の発掘や育成、公募制の導入など、適切な人材の活用に積極的に取り組みます。

また、暮らしやすく、活力のある地域社会を形成していくためには、男女が性別にとらわれず、ともに地域社会に積極的に関わっていく必要があることから、町内活動などの地域活動や市民活動の促進に取り組みます。

職場においては、個人の能力に基づく性別にとられない人材の活用が必要であることから、職場における男女の均等な機会・待遇の確保に取り組みます。

さらに、女性人材の発掘と能力開発を図ることにより、地域社会や職場等における女性の活躍と積極的登用が進展するよう、女性のキャリアアップの促進に取り組みます。

①方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進

【施策の概要】

- 附属機関の委員の男女構成比率に偏りが無い登用と公募制の活用により、多様な人材の市政への参画を推進します。
- 市の行政運営や地域社会に参画できる知識と見識を持った人材の発掘・育成のため、能力開発のための学習機会を提供するとともに、各分野で活躍する女性のロールモデルを紹介します。
- 市民活動の促進のため、情報交換や活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営します。
- 地域活動への参加を促進するため、地域と協働で広報・啓発活動を行うほか、研修会を開催します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
18	附属機関委員の男女構成比率に偏りが無い登用	八戸市附属機関等の委員における男女構成比率の目標値を設定し、多様な人材の市政への参画を促進する。	行政改革推進課
19	附属機関等の委員の公募の充実	八戸市附属機関等に対し、公募による委員の選任を原則義務付け、市民の行政への参画機会の拡充を推進する。	行政改革推進課
20	性別に捉われない職員の登用	職務経験の付与等について機会が均等になるように、意欲と能力のある職員を登用する。	人事課
21	女性チャレンジ講座	職場等における女性の活躍と積極的登用の促進と審議会等委員にふさわしい人材の発掘や育成を図るための学習機会を提供する。	市民連携推進課
22	トーキングカフェ	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍する女性のロールモデルを紹介する。	市民連携推進課
23	市民活動サポートセンター事業	市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営する。	市民連携推進課

第3章 計画の内容

24	青少年の地域活動の推進事業	青少年の地域社会の一員としての関心と自覚を深めるため、各種ボランティア活動を実施する。	教育指導課
25	町内会活動研修会	町内会長等を対象とした研修会を実施する。	広報統計課
26	町内会加入促進事業	町内会・自治会の加入率向上を図るため、地域と協働し町内会加入促進活動を実施する。	市民連携推進課

②職場における男女の均等な機会と待遇の確保

【施策の概要】

- 関係機関と協力し、男女雇用機会均等法等や事業者等へのポジティブアクション（積極的格差改善措置）の導入について周知を図ります。
- パートタイム労働者等の適正な雇用管理等について周知を図ります。
- 農業経営への女性の参画を促進します。
- 仕事と家庭の両立を支援するための助成制度等の周知を図ります。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
27	企業におけるポジティブアクション実施促進	職場における男女平等を推進するため、「男女雇用機会均等法」の履行確保を担う青森労働局や青森県などの関係団体と連携をとり、各種施策を周知する。	雇用支援対策課
28	男女雇用機会均等法等の周知	男女雇用機会均等法等に関する制度や相談窓口等について周知をする。	雇用対策支援課
29	セクハラ防止	職場のセクシャル・ハラスメントに関する相談窓口の情報を提供する。	雇用支援対策課
30	パートタイム労働者等の雇用管理改善制度の周知	パートタイム労働者等の適正な雇用管理を推進するため、助成金制度等を周知する。	雇用支援対策課
31	家族経営協定の締結促進	家族経営内において、就業条件等を定める。	農政課
32	認定農業者共同申請の促進	夫婦共同申請によって、女性の農業経営への参画を促進する。	農業経営振興センター
33	両立支援事業の周知	仕事と家庭の両立を支援するため、各種助成金制度を周知する。	雇用支援対策課
34	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進	事業所に対し、一般事業主行動計画について周知を図り、策定を促進する。	雇用支援対策課

③女性のキャリアアップの促進

【施策の概要】

- 職場での女性の能力の発揮を支援するため、職業能力開発・向上のためのセミナーや研修などの情報を提供するとともに、女性を対象にした講座を開催します。
- キャリアアップや再就職支援を図るため、様々な講座等による職業能力向上の機会を提供します。
- 様々な場面における女性の参画の促進を図るため、各分野で活躍する女性のロールモデルを紹介する機会を提供します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
35	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚を目的とした学習機会の情報を提供する。	市民連携推進課
36 (再掲)	女性チャレンジ講座	職場等における女性の活躍と積極的登用の促進と審議会等委員にふさわしい人材の発掘や育成を図るための学習機会を提供する。	市民連携推進課
37	八戸地域職業訓練センターでの研修講座開催	職業能力の向上を図るため、パソコン講座、商業簿記などの講座を開催する。	雇用対策支援課
38 (再掲)	トーキングカフェ	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍する女性のロールモデルを紹介する。	市民連携推進課

第3章 計画の内容

II-(2) 子育て・介護世代への支援

男女が家庭生活と仕事を両立するためには、家事、子育て、介護などを行いながら働き続けることができる環境の整備が必要であり、子育て世代を支援するため、市民の多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策など、子育て支援体制の充実に取り組みます。

また、介護世代を支援するため、介護保険制度や介護サービスなどの情報を提供するとともに、介護予防や適切な介護サービスの提供に取り組みます。

①子育て支援・放課後児童対策等の充実

【施策の概要】

- 各種保育事業や幼稚園就園事業、医療費助成、ファミリー・サポート・センター事業等により、子育て家庭へのきめ細かな支援サービスを行います。
- ひとり親家庭等の子育てを支援するため、医療費の助成、児童扶養手当の支給などを実施します。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが放課後や夏季休暇等に安心して遊べる場所を提供します。
- 子育て親子の交流の場及び子育てに関わる団体等の交流・活動拠点を提供します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
39	保育事業の充実	延長保育事業、一時預かり保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業などを実施する。	子ども家庭課
40	幼稚園就園奨励事業・保育料軽減事業	園児の保護者に対し、所得の状況に応じて入園料及び保育料の減免と第3子以降の子どもの保育料を軽減する。	学校教育課
41	乳幼児等医療費助成事業	乳幼児を対象とした入院・通院及び小・中学生を対象とした入院に係る医療費を助成する。	子ども家庭課
42	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等に医療費を助成する。	子ども家庭課
43	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童について、監護している母または父等養育している人に手当を支給する。	子ども家庭課
44	遺児対策給付事業	ひとり親家庭等の遺児について、小学校または中学校に入学する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝金を支給する。	子ども家庭課
45	介護人派遣事業	母子家庭等が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する。	子ども家庭課
46	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。	子ども家庭課
47	放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない小学校低学年児童に対する遊びを中心とした生活の場を提供する。	子ども家庭課
48	子育てつどいの広場事業	乳幼児と親が集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場及び子育てに関わる個人・団体の多様な活動と交流拠点の場を提供する。	子ども家庭課
49	ファミリー・サポート・センター事業	育児等の手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。	子ども家庭課

②介護サービス・介護予防等の充実

【施策の概要】

- 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険制度の周知を図るとともに、適正・適切な介護保険サービスを提供します。
- 各地域の在宅介護支援センターと協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談や介護予防など、包括的な支援を実施します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
50	介護保険制度の周知	説明会、広報紙への記事掲載、パンフレット・冊子配布、イベント等での相談窓口等により制度を周知する。	介護保険課
51	介護保険サービスの提供	介護を要する状態となっても、できる限り、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービスや施設介護サービス及び地域密着型サービスを提供する。	介護保険課
52	地域包括センター事業	在宅介護支援センターと協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談を受け、介護予防への取り組み、権利擁護、暮らしやすい地域づくり等を行う。	高齢福祉課

施策の基本方向 Ⅲ 安全・安心な社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの人権が尊重されることが前提となります。

しかし、男女間での暴力的行為や子どもや高齢者に対する虐待など、個人の尊厳を傷つける行為が増加し、問題化しています。あらゆる暴力は人権の侵害であり、男女共同参画社会を推進していく上で、克服していかなければならない課題です。

また、近年、頻発している災害への対応においては、避難所等での男女のニーズに違いがあることを踏まえ、男女双方の視点に配慮した取り組みを進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

さらに、一人ひとりが生き生きと暮らすためには、男女がそれぞれの身体的特質を認識し、十分に理解しあい、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって、健康で心豊かに生きていくことができる環境を整えることが必要です。

特に女性は、妊娠・出産の可能性を持ち、生涯を通じて、男性と異なる健康上の問題を抱えています。男女の身体の違いを尊重し、妊娠・出産に関する健康支援や性差医療への理解の促進、病気の予防のほか、近年増加している自殺を予防するためのこころのケアなど、性差理解に基づき、男女がともに生涯を通じて健康で過ごすことができる環境の整備が必要となっています。

●注目指標（平成28年度まで）

1) DVの相談件数

H18	H22	H28
45件	75件	—

資料：子ども家庭課

2) 早期妊娠届出者の割合

H18	H22	H28
78.4%	88.9%	100%

資料：健康増進課

【施策の内容】

Ⅲ－(1) 安全な暮らしの環境整備

配偶者等からの暴力など、あらゆる暴力は人間の尊厳を傷つけるものであり、根絶すべき問題であることから、男女間の暴力の防止と被害者支援に取り組みます。

また、近年頻発している災害に対応するため、被害を最小限に抑え、地域住民が助け合える防災体制の整備が必要であることから、男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進に取り組みます。

①男女間の暴力の防止と被害者支援

【施策の概要】

- 暴力の防止を図るため、あらゆる暴力は重大な人権侵害であるとの認識を深める啓発活動を推進します。
- 暴力被害者の相談窓口、救済機関等を周知するとともに、関係行政機関等との連携を図り、被害者の救済と自立を支援します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
53 (再掲)	人権週間の周知	人権週間（12月4日～12月10日）にその意義等を紹介し、人権意識を啓発する。	広報統計課
54	虐待等の防止に関する啓発	子ども・高齢者・障害者・配偶者に対する虐待やいじめ防止のための啓発・周知を行う。	福祉政策課
55	八戸市虐待等防止対策会議の設置	虐待やいじめに関する情報を共有し、虐待防止対策等を講じる。	福祉政策課
56	女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの周知	人権意識の高揚を図るため、シンボルマークを周知する。	市民連携推進課
57	DV基本計画の策定・実施	DV基本計画を策定し、DV防止の為に各種施策を推進する。	子ども家庭課
58	家庭（児童）婦人等相談室	生活困窮、夫の暴力などの女性の様々な問題に対する相談業務を実施する。	子ども家庭課
59	一時避難等被害者支援	配偶者からの暴力や経済的理由により児童の養育が一時的に困難になった場合、緊急一時的に母子を保護する。	子ども家庭課
60	人権相談	夫婦・親子・相続など家庭での困りごと、暮らしの中の人権問題に関する相談業務を実施する。	広報統計課

第3章 計画の内容

②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進

【施策の概要】

- 災害に強い安全な地域づくりを推進するため、地域の安全・安心に関する情報を提供します。
- 災害発生時において、被災者の救出・救助、初期消火活動、安否確認などを行う自主防災団体の組織化を促進します。
- 一人暮らしの高齢者や障害者などの災害時要援護者の地域の中での日頃の見守りと災害発生時の支援体制を整えるために、災害時要援護者登録制度を推進します。
- 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の策定のため、地域防災会議に女性委員を登用します。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
61	ほっとスルメールの配信サービス	災害情報や緊急情報、防犯情報等を、登録者に対してメールで、配信する。	防災危機管理課
62	自主防災団体の組織化の促進	自主防災組織の設立及び活動を支援する。	防災危機管理課
63	災害時要援護者登録制度の推進	災害時における支援体制の整備を図るため、一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者の登録を推進する。	福祉政策課
64	地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を取り入れ、男女のニーズに対応した地域防災計画を策定する。	防災危機管理課
65	地域防災会議への女性委員の登用	男女のニーズに対応した地域防災計画の策定を図るため、地域防災会議に女性委員を登用する。	防災危機管理課

Ⅲ－(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

妊娠・出産は女性の心身両面において、一生の中でも大きな節目となる出来事であり、母性保護の観点からも安心・安全に妊娠・出産できるよう健康支援に取り組みます。

また、男女がすこやかにいきいきと心豊かに生活するためには、性差理解に基づき、心身の健康づくりを促進することが必要であることから、生涯を通じた男女の健康の保持増進に取り組みます。

①妊娠・出産等に関する健康支援

【施策の概要】

- 妊娠・出産を理由として雇用管理面で不利益に取り扱わないよう、母性健康管理に関して事業者
に周知を図ります。
- 早期妊娠届け出の勧奨、母子健康手帳の交付等を行い、妊娠から出産後までの健康管理支援や新
生児のすこやかな発育の支援を行ないます。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
66	妊娠中・出産後の女性 に対する健康管理措 置の周知	労働基準法並びに男女雇用機会均等法に規定されている母性 健康管理対策の措置を講じることの周知啓発を実施する。	雇用支援対策課
67	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を図るため、妊娠届出書の早期提出の周知、母 子健康手帳の交付、マタニティ健康相談を実施する。	健康増進課
68	妊婦委託健康診査	健康な子の出生と妊婦の保健管理の向上を図るため、妊婦委託 健康診査を実施する。	健康増進課
69	両親学級	子どもを迎えるための心の準備、親の役割について夫婦で共に 考え、協力して子育てできるように支援する。	健康増進課
70	妊産婦・新生児訪問 指導	母子の健康保持推進のための妊娠・分娩・産後の健康管理支援 と新生児の健やかな発育・発達の支援をするため、訪問指導を 実施する。	健康増進課

②生涯を通じた男女の健康の保持増進

【施策の概要】

- 自己の健康管理のため健康診査の受診を促進するほか、学習機会や相談・指導を行います。
- 自殺防止のため、心の悩みについての相談体制の整備や周知を図ります。
- 青少年の心身の発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。
- 生涯にわたって健康に過ごせるよう、性差に応じた健康支援を行ないます。

【主な事業一覧】

No	事業名	事業内容	担当課
71	健康診査の受診促進	病気等の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、 各種健康診査を実施する。	健康増進課
72	健康教室・健康相談	健康増進、介護予防等を目的とする健康教室の開催及び心身の 健康に関する相談、指導等を実施する。	健康増進課

第3章 計画の内容

73	こころの電話相談	保健師によるこころの電話相談を実施する。	健康増進課
74	思春期健康教室	性教育の一環として、小・中学校、市が連携して、いのちの尊 さ等を学ぶために、赤ちゃんふれあい体験、パパ・ママ体験の 2事業を実施する。	健康増進課
75	いのちをはぐくむ 教育アドバイザー 事業	学校訪問を通じて、性教育の充実について周知する。 中学校においては、専門医による講演等を実施する。	教育指導課
76	女性専門外来	女性医師をはじめとする女性の医療スタッフが、女性特有の症 状、不安等について対応・支援するため、市民病院に女性だけ を対象とした外来を設置する。	医事課
77	性差に応じたがん 検診の受診促進	性差に応じたがん検診の受診を促進する。	健康増進課